

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年九月一日